第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）

［様式　略］

第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九関係）

［様式　略］

第16号の５様式記載要領

［１～４　略］

５　「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号及び法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

６　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

［７　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）

［様式　同上］

第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の六・第八条の七・第八条の九関係）

［様式　同上］

第16号の５様式記載要領

［１～４　同左］

５　「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

６　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

［７　同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十一月二十八日から施行する。ただし、第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）以後に行われる地方税法（次条において「法」という。）第七十四条の三第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、一部施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第三条　新規則第十六号の五様式は、一部施行日以後に行われる法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、一部施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。